

# 神戸市立向洋地域交流センター利用規程

## (目的)

第1条 この規程は、向洋ふれあいのまちづくり協議会(以下「指定管理者」という。)が神戸市より指定管理者の指定を受けた向洋地域交流センター(以下「センター」という。)の利用について、必要な事項を定める。

## (条例及び規則)

第2条 センターの指定管理者及び使用者は、神戸市立地域交流センター条例(以下「条例」という。)及び同条例施行規則(以下「規則」という。)の内容を遵守しなければならない。

## (利用可能時間及び休館日)

第3条 センターの利用可能時間は規則第5条に基づき、市の承認を得たうえで下記表のとおり定める。ただし、下記表の無人管理時間帯については事前に利用者から指定管理者へ、利用する日の4日前までに利用申請があり、承認を得た場合のみ利用可能とする。

### 【管理パターン： B 】

曜日	有人管理時間帯	無人管理時間帯	備考
月	休	休	無人管理時間帯に利用する者は、利用する日の4日前までに指定管理者へ申請し、承認を得ること。なお、優先予約者はこの限りではない。
火	9:00~12:00 13:00~16:00	12:00~13:00 16:00~21:00	
水	同上	同上	
木	同上	同上	
金	同上	同上	
土	同上	同上	
日	—	9:00~21:00	

2 センターの休館日は、規則第6条第1項各号に定めるほか、同条同項第4項の市長の承認を得たうえで、指定管理者が定める日は毎週月曜日とする。

3 市内で震度5以上の地震が発生した場合は、発災時から施設の安全が確認されるまでの間、センターは臨時休館する。

- 4 東灘区において朝7時以降に気象特別警報、気象警報、大津波警報、津波警報が発令された場合は、発令時からすべての警報が解除されるまでの間、センターは休館する。但し、大雨警報(土砂災害)は除く
- 5 指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、規則に基づき開館又は休館することができる。この場合、必ず事前に市の承認を得たうえで、原則、その日の1週間前にはオンライン(web)予約システムにて広報するものとする。なお、天災(震度5以上の地震・気象警報発令時)その他の不可抗力、施設の故障・修繕、その他管理上やむを得ない事由により、緊急で休館する場合はこの限りではない。

#### (利用申し込み及び優先予約)

第4条 センターを利用するときは、使用者において必ず使用責任者を定め、利用申込書に必要な事項を記入し、指定管理者が定める期間に申請し、その承認を得るものとする。

- 2 オンライン(web)予約システムを導入しているセンターについては、使用者において必ず使用責任者を定め、使用責任者がオンライン(web)上で使用者登録の上、必要事項を入力し、指定管理者が定める期間(利用月の2か月前の1日0時から利用日4日前までの23時59分)までに申請し、その承認をEメール等、指定管理者が定める方法で得るものとする。

また、利用日の3日前からの有人時間帯の予約についてはセンターで受付し利用料の支払いは現金のみで利用申し込み時と同時に支払う。なお、キャンセルは出来ないものとする。

- 3 飲食や対価の收受を伴う利用については、条例及び規則に基づき、必ず利用申込時に使用責任者がその内容を申告し、指定管理者から承認を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、「神戸市立地域交流センターの優先使用等に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づく活動に関しては、指定管理者への申請による優先予約を可能とする。優先使用申請は要綱に基づき、使用月の3か月前よりも前に、使用責任者から指定管理者へ申請し、市の承認を得て行う。

#### (利用料金及び免除)

第5条 センターの施設を利用するときは、使用者は別表に定める料金を指定管理者が定める方法で支払うものとする。合理的な理由なく料金を支払わない、または、指定管理者が連絡をしても使用責任者が応答しない場合は、当該利用はキャンセルするものとし、当該使用者は今後、条例に定めるセンターの施設は利用できない。

- 2 センターの利用料金の免除申請は規則及び要綱に基づき、使用月の3か月前よりも前に、使用責任者から指定管理者へ申請し、市の承認を得て行う。使用責任者は利用料

金の免除を求める場合、市から送付された承認書とともに、指定管理者に免除の承認を受けて入る旨を申し出なければならない。

- 3 使用者が使用者の都合によりセンターの施設の使用をキャンセルする場合は、所定の手続きにより事前に申し出るものとし、申し出の時期に応じてキャンセル料が発生する。この場合の取り扱いについては、別表の通りとする。
- 4 天災、その他の不可抗力など指定管理者及び使用者双方の責めに帰すことのできない事由により施設を利用できない場合や、施設の故障・修繕・その他管理上やむを得ない事由により、指定管理者が利用を中止、または変更を行った場合は、既納の利用料金は全額返還するものとし、キャンセル料金は発生しない。ただし、指定管理者が利用を中止、または変更したことで使用者が被った損害については、指定管理者はその責を負わないものとする。

#### (利用の制限)

第6条 使用者が条例第15条及び第16条に定める行為および酒類の持ち込みや飲酒を行った場合に、指定管理者が警告し、その指示に従わないときは、当該使用者は今後、条例に定めるセンターの施設を利用できない。指定管理者は法令に反する行為を認めた場合や市民の生命身体に危険が及ぶと判断した場合は、速やかに警察へ通報し、その指示を仰ぐものとする。

#### (対価の収受を伴う活動について)

第7条 条例及び規則に反して、入場料、受講料その他の対価の収受を伴う活動にセンターを利用した場合に、指定管理者が警告し、その指示に従わないときは、当該使用者は今後、条例に定めるセンターの施設は利用できない。

- 2 対価の収受を伴う活動における金銭の授受については、使用責任者が責任をもって処理することとし、それにより生じた事件並びに事故等について、指定管理者は一切の責を負わない。

#### (使用者の義務)

第8条 使用者は、条例及び規則に掲げる事項の他、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物及び附属物を傷つけないように注意すること
- (2) 器具、備品等を大切に扱うこと
- (3) 火気の取り扱いは、特に注意すること
- (4) 騒音等により周辺住民に迷惑をかけること

- (5) 利用後は、電気のスイッチを切り、水道の蛇口を閉め、ガスの元栓を閉じること。これを忘れたことによる損害については、指定管理者と協議のうえで使用者が別途、料金を補填すること
- (6) 利用後は、整理、清掃等、定められた原状回復を行い、利用により生じたごみの処理については指定管理者の指示に従うこと
- (7) 指定管理者が特に認めた場合を除き、私物などを放置しないこと
- (8) 使用責任者は、利用後速やかに指定管理者の定める鍵の保管者に鍵を返還すること。ただし、電子錠の場合はこの限りではない。
- (9) 利用に関しては、指定管理者が承認した内容を遵守し、承認された時間帯のみ利用すること

2 指定管理者は、前項に定める事項が守られない場合、今後の利用を制限することができる。

#### (調理室を利用する者の義務)

第9条 調理室の利用者は、前条の他、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用者の責において関係機関へ必要な届出等を行い、指示を受けること
- (2) 使用中に嘔吐などがあった場合、必ず指定管理者に届け出て、必要な対応を行うこと
- (3) 食中毒の発生等、利用により生じた事件事故については市へ報告の上、責任を持って対応すること
- (4) 生食の提供はしないこと
- (5) 生ごみの処理や備品の利用など、利用にあたっては指定管理者の指示に従うこと

2 指定管理者は、使用者の調理により生じた事件事故については一切の責を負わないほか、前項に定める事項が守られない場合は、今後の利用を制限することができる。

#### (鍵の保管)

第10条 協議会は、鍵の保管者を別途定めるものとする。

- 2 センターに電子錠を設置している場合は、別途、指定管理者の指示によるものとする。
- 3 鍵や電子錠の故障などにより、センターの利用ができない場合、指定管理者と使用者との協議により、利用料金の返還または次回利用時の利用料金に充てるものとする。

#### (使用者の賠償責任)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、建物又は附属物等を破損または汚損したときは、直ちに、指定管理者へ届け出て、条例第19条に基づき、自己の責任により、速やかに現状に復するか、若しくは修繕費等の費用を賠償しなければならない。なお、破損又は汚損により施設が利用不可となる場合は、その利用不可の期間にかかる利用料

金を別途支払わなければならない。

(指定管理者の賠償責任)

第12条 センターを利用するにあたって、使用者が自己の責めに帰すべき事由により発生した事故については、指定管理者は一切の責を負わない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの利用についてその他必要な事項は、指定管理者で定めるものとし、使用者は利用に際してはその指示に従うものとする。

(別表 向洋地域交流センター利用料金)

	午前 (9時～正午)	午後 (13時～16時)	全日 (9時～16時)	夜間 (17時～19時) (19時～21時)	時間外使用 (12時～13時) (16時～17時)
ホール	1,000円	1,000円	2,500円	1,000円	500円
和室	500円	500円	1,200円	500円	200円
ホール+調理 コーナー	1,500円	1,500円	3,700円	1,500円	700円

※時間外について、1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

夜間について、2時間未満の端数が生じたときは、2時間として計算する。

附属設備

品名	料金(1日)
机・椅子	0円
ピアノ	0円
カラオケセット	0円
プロジェクター	0円
電動麻雀セット	0円
卓球台	0円
ボッチャセット	0円
囲碁ボールセット	0円
DVDプレイヤー	0円
カセットデッキ	0円

設備

品名	料金(1回)
囲碁セット	0円

将棋セット	0円
-------	----

(別表 向洋地域交流センター利用キャンセル時における取扱い)※第5条第3項関連  
キャンセル規約

1. キャンセルされる場合は予約システムでキャンセル手続きをお願いします。
2. キャンセル料は利用日の4日前の 23:59 までであれば発生しません。  
例 4月10日利用の場合、4月6日 23:59 までであればキャンセル料は発生しません。
3. キャンセル料は利用料金の 100%です。
4. 利用日 3 日前の午前 0 時以降でも災害などで神戸市から施設の利用中止をお願いする場合があります。その場合はキャンセル料を返金します。
5. 予約の変更期限はキャンセル料が発生する前であれば、一度解約をして再度予約してください。キャンセル料が発生する場合は変更できません。

附則 この利用規程は、令和8年4月1日より施行する。